

兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第18号

兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県税条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第78号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（条例附則第21条の2の4第8項の規則で定める事項）

9 条例附則第21条の2の4第8項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

(1) 条例附則第21条の2の4第1項から第3項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項（法附則第12条の2の5第1項第1号から第3号まで又は第5号に掲げる場合にあつては、ウからカまでに掲げる事項を除く。）

ア 条例附則第21条の2の4第1項から第3項までの規定の適用を受けようとする旨

イ 自動車の取得価額

ウ 自動車のエネルギー消費効率（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率をいう。）

エ 自動車の車両重量（運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいう。）

オ 内燃機関の燃料の種類

カ エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第8号の貨物自動車にあつては、自動車の車両総重量（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この項において同じ。）、変速装置の方式及び構造

(2) 条例附則第21条の2の4第4項から第6項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項

ア 条例附則第21条の2の4第4項から第6項までの規定の適用を受けようとする旨

イ 自動車の取得価額

ウ 乗車定員

(3) 条例附則第21条の2の4第7項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項

ア 条例附則第21条の2の4第7項の規定の適用を受けようとする旨

イ 自動車の取得価額

ウ 自動車の車両総重量

様式第36号2ページの部及び3ページの部、様式第41号1ページの部並びに様式第42号2ページの部中「平成24年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。



児童福祉規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第19号

児童福祉規則等の一部を改正する規則

（児童福祉規則の一部改正）

第1条 児童福祉規則（昭和39年兵庫県規則第45号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

様式第21号注3(4)中「第34条の15第1項各号」を「第34条の19第1項各号」に改める。

様式第21号の2注(3)中「第34条の15第1項各号」を「第34条の19第1項各号」に改め、同様式注(4)中「第1条の36第1号」を「第1条の37第1号」に改める。

第2条 児童福祉規則の一部を次のように改正する。

第28条中「第33条の2第4項」を「第33条の2の2第4項」に改める。

第28条の3中「第34条の3第1項」を「第34条の4第1項」に改める。

第28条の4中「第34条の3第2項」を「第34条の4第2項」に改める。

第28条の5中「第34条の3第3項」を「第34条の4第3項」に改める。

第28条の6中「第34条の11第1項」を「第34条の12第1項」に改める。

第28条の7中「第34条の11第2項」を「第34条の12第2項」に改める。

第28条の8中「第34条の11第3項」を「第34条の12第3項」に改める。

第33条第1項中「第51条第2号及び第4号」を「第51条第1号から第3号まで、第5号及び第6号」に改める。

様式第21号注3(4)及び様式第21号の2注(3)中「第34条の19第1項各号」を「第34条の20第1項各号」に改める。

様式第23号中「第34条の3第1項」を「第34条の4第1項」に改める。

様式第25号中「第34条の3第2項」を「第34条の4第2項」に改める。

様式第26号中「第34条の3第3項」を「第34条の4第3項」に改める。

様式第27号中「第34条の11第1項」を「第34条の12第1項」に改める。

様式第28号中「第34条の11第2項」を「第34条の12第2項」に改める。

様式第29号中「第34条の11第3項」を「第34条の12第3項」に改める。

(児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正)

第3条 児童福祉法による費用の徴収に関する規則(昭和39年兵庫県規則第46号)の一部を次のように改正する。

本則(第2条第4号及び第3条第5項を除く。)及び別表第1から別表第3までの規定中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第2条第3号中「(次号に掲げるものを除く。)」を削り、同条第4号を削る。

第3条第1項中「若しくは第4号」を削り、同条第4項を次のように改める。

- 4 前条第3号に係る措置を受けた者に係る納入義務者が当該措置を受けた者以外の者について法第21条の5の2に規定する障害児通所給付費又は法第24条の2第1項に規定する障害児入所給付費の支給を受けている場合における当該納入義務者からの徴収金の額は、当該障害児通所給付費に係る法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援又は当該障害児入所給付費に係る法第24条の2第1項に規定する指定入所支援が同号に係る措置であるものとして同号及び第1項の定めるところにより算定した徴収金の額から、当該指定通所支援又は指定入所支援に要した費用の額の範囲内で別に定める額を控除した額とする。

第3条第5項を削り、同条第6項を同条第5項とする。

別表第3納入義務者の属する世帯の階層区分の款中「知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、」を削り、同表注4を削り、同表注5を同表注4とする。

別表第4を削る。

(看護師学生等修学資金貸与規則の一部改正)

第4条 看護師学生等修学資金貸与規則(昭和39年兵庫県規則第114号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第2条第1項第3号中「第21条第1号」を「第21条第2号」に、「同条第2号」を「同条第3号」に改め、同条第3項第1号中「第7条第6項」を「第6条の2第3項」に改め、同項第2号中「第43条の4」を「第42条第2号」に、「重症心身障害児施設」を「医療型障害児入所施設(主として同法第7条第2項に規定する重症心身障害児を入所させるものに限る。第11条第1号イにおいて同じ。)」に改める。

第11条第1号ア中「第7条第6項」を「第6条の2第3項」に改め、同号イ中「第43条の4」を「第42条第2号」に、「重症心身障害児施設」を「医療型障害児入所施設」に改める。

(兵庫県立リハビリテーションセンター管理規則の一部改正)

第5条 兵庫県立リハビリテーションセンター管理規則(昭和44年兵庫県規則第70号)の一部を次のように改正する。

第2条の表1の項及び第13条第2項中「肢体不自由児療護施設」を「障害児入所施設」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。ただし、第 1 条の規定及び第 4 条中看護師学生等修学資金貸与規則第 2 条第 1 項第 3 号の改正規定は、公布の日から施行する。
(看護師学生等修学資金貸与規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の日前に第 4 条の規定による改正前の看護師学生等修学資金貸与規則（以下「改正前の規則」という。）第11条第 1 号ア又はイに掲げる特定指定施設において保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）の業務に従事した期間は、第 4 条の規定による改正後の看護師学生等修学資金貸与規則（以下「改正後の規則」という。）第11条の規定の適用については、それぞれ改正後の規則第11条第 1 号ア又はイに掲げる特定指定施設において看護師等の業務に従事した期間とみなす。